

第160号議案

公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日

提出者 足立区長 近藤 弥生

公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例（平成14年足立区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

（8）公益社団法人 足立区シルバー人材センター

第8条中「次に掲げるもの」を「足立市街地開発株式会社」に改め、同条第1号を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

公益社団法人足立区シルバー人材センターを職員の派遣先に加えるほか、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。